

# 公益財団法人大学基準協会

## 基準の設定及び改善に関する規程

昭34. 12. 18決定  
昭38. 5. 25改定  
昭46. 8. 12改定  
平6. 11. 21改定  
平15. 3. 14改定  
平16. 5. 18改定  
平18. 9. 14改定  
平24. 3. 9改定  
平27. 5. 19改定  
平30. 9. 7改定  
平31. 1. 31改定  
令3. 7. 14改定

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協定款（以下「定款」という。）第4条第3項の規定に基づき、基準の設定及び改善並びにその活用に関することについて定める。

### (基準設定の趣旨)

第2条 全て基準は、大学の質的水準を向上させるために設定する。

### (基準改定の趣旨)

第3条 全て基準は、大学の質的水準を高めていくために、絶えず見直しを図る。

### (基準設定及び改善に係る手続)

第4条 基準は、理事会が決定する。

2 基準を廃止する場合は、理事会がこれを決定する。

### (基準委員会の設置)

第5条 基準の設定及び改定に関する具体的な審議を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、基準委員会を設置する。

### (基準委員会の構成)

第6条 基準委員会は、次の各号に定める者を以って構成する。

- 一 機関別認証評価に係る委員会委員 3名
- 二 専門職大学院認証評価に係る委員会委員 2名

- 三 前期の基準委員会委員 4名
  - 四 正会員大学又は短期大学に所属する者で、当該大学等から推薦を受けた者 13名
  - 五 その他の有識者（ただし、大学又は短期大学の教員又は職員でない者） 3名
- 2 審議する事項により特に必要と認める場合、第1項に定める委員のほかに臨時委員を置くことができる。
  - 3 委員は、理事会が選出し、会長が委嘱する。
  - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 委員に欠員が生じた場合、常務理事会はその選出区分に応じて委員を選出し、会長が委嘱する。
  - 6 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第7条 基準委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選に基づき、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、基準委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（幹事）

第8条 基準委員会に幹事を置くことができる。幹事は基準委員会の候補者指名に基づいて会長が委嘱する。

- 2 幹事は、委員長の指示を受けて、基準委員会の職務に従事する。

（基準委員会の運営）

第9条 基準委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

- 2 基準委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 基準委員会は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければ、決定を行うことができない。

（代理人の禁止）

第10条 基準委員会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

（関係委員会からの意見聴取）

第11条 基準委員会は、基準の設定若しくは改善又はその活用に関する検討に際して、必要に応じ、関係する委員会の委員長から意見を聴取する。

（基準の設定及び改定における公聴手続）

第12条 基準を新たに設定する場合又は改定する場合は、適切な方法で広くこれを開示し、意見を聴取する。

(審議結果の報告)

第13条 審議した内容について成案を得たとき、基準委員会委員長は、遅滞なく会長に報告しなければならない。

(小委員会)

第14条 基準委員会には、必要に応じ、小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員は、基準委員会の候補者指名に基づいて、会長が委嘱する。

3 小委員会には、主査を置く。主査は、基準委員会の候補者指名に基づいて、会長が委嘱する。

4 小委員会の審議結果は、主査から基準委員会委員長に報告する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年5月19日）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成30年9月7日）

この規程は、平成30年9月7日から施行する。

附 則（平成31年1月31日）

この規程は、平成31年6月1日から施行する。

附 則（令和3年7月14日）

この規程は、令和3年7月14日から施行する。